

令和5年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第1号

令和5年12月1日（金）

応招議員（12名）

1番	赤間	繁幸	君	2番	鎌田	暁史	君
3番	鈴木	利博	君	4番	赤間	則幸	君
5番	佐々木	和夫	君	6番	鈴木	恵子	君
7番	金須	新一	君	8番	田中	三恵子	君
9番	熱海	文義	君	10番	石垣	正博	君
11番	高橋	重信	君	12番	石川	良彦	君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学	君	教育長	鳥海	義弘	君
参事（特命担当）	三浦	光	君	総務課長	熊谷	有司	君
財政課長	菅野	直人	君	まちづくり政策課長	高橋	優	君
				復興推進課技監兼			
復興政策課長	武藤	亨介	君	地域整備課技監	門脇	匡哉	君
税務課長	小野	純一	君	町民課長	千葉	昭	君
保健福祉課長	伊藤	義継	君	農政商工課長	片倉	剛	君
参事兼地域整備課長	鎌田	光一	君	会計管理者	遠藤	龍太郎	君
学校教育課長	角田	倫明	君	社会教育課長	赤間	良悦	君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第1号

令和5年12月1日（金曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議長の諸般の報告
日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告
日程第6 一般質問〔5人 10件〕
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般の報告
日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告
日程第6 一般質問〔5人 10件〕
-

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回大郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、2番鎌田暁史議員及び3番鈴木利博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月6日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月6日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

なお、この中で11月29日、おとといでありましたが全国議長会主催の全国大会がございました。その際に、宮城県選出議員に対する要望活動あるいは意見交換会ということで行いまして、その中で今日まで抱えている、あるいは各自治体がそうなんです様々な人口減少問題課題、あるいは本町においての要望につきましては台風災害からの復興・復旧を計画どおり迅速に対応していただくこと、さらには災害対策、県内全部そうなんです激甚化する、そして頻発化する災害対応についても十分な対応を図っていただきたいということ、さらに経済対策、さらに昨今全国的に、特に北の地方における鳥獣被害、熊の被害もそうですが、地元の伊藤信太郎衆議院議員が環境大臣ということでございます。所管でありますので、そのことにも各自治体に対する支援を強く要望してきたところであります。

そういった機会を通しながら地域の課題、町の課題についてこれからも議長会としても頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

日程第4 委員会報告

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 鈴木利博議員。

総務産業常任委員長（鈴木利博君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 金須新一議員。

教育民生常任委員長（金須新一君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 次に日程第5、町長の行政報告をいただきます。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和5年第4回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては時節柄御多用のところ御出席を賜

り、誠にありがとうございます。

今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、9月の第3回定例会以降の行政報告を申し上げます。

令和元年、東日本台風関連事業について申し上げます。

東日本台風により被災された方々が御利用されておりました仮設住宅につきましては、それぞれの皆様が災害公営住宅への転居や住宅を再建されたことなどから、10月11日をもって閉鎖をいたしました。

中粕川地区復興まちづくり事業は、現在防災避難緑地の造成工事などを実施しており、来年3月末の完成を目指しております。

防災コミュニティセンター建設につきましては、10月5日に入札を執行いたしましたが、世界情勢なども背景として物価高により予定価格を下回る応札者がいなかったことから不落となりました。この原因を精査し、来年1月の工事発注を目標に積算作業を進めてございます。

また、避難道路につきましては、国土交通省の受託事業として町に代わって国が発注事業を進めており、年度内に施工が開始される見込みとなっております。

次に、令和4年7月発生の豪雨による災害復旧工事につきましては、豪雨により被災した町道・河川等の災害復旧工事につきましては11月末現在で43%が完了し、早期の完成を目標に工事を実施しているところであります。

次に、上下水道事業について申し上げます。

昨年度から、繰越事業である大松沢地区・粕川地区の石綿セメント管更新工事を発注しており、引き続き安定的な給水の確保に努めてまいります。

また、11月28日に下水道フェアをおおさと秋まつりと同時開催し、啓発活動を実施してございます。

次に、新型コロナウイルス関連事業等について申し上げます。

本町における新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、9月20日より接種可能な全ての方を対象とした「秋開始接種」を開催いたしました。新型コロナウイルスの無料でのワクチンの接種は、今回の接種までの予定となっておりますので、引き続き接種体制を整えるとともに周知に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送っておりました敬老会を4年ぶりに開催し、約200名の方々に御参加をいただきました。

次に、老人ふれあいの家について申し上げます。隣接する民間施設の閉鎖に伴い7月4日から休館としておりますが、民間施設の電気設備の復旧が見通せないことから、今年度末までの休館を決定したところであります。来年度につきましては、民間施設の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、燃油高騰・物価高騰対策について申し上げます。生活者支援及び地域経済の活性化並びに町内事業者の支援のため、町民1人当たり1万円の商品券発行事業をくろかわ商工会と連携して実施してまいります。

また、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ、1世帯3万円の価格高騰給付金を支援してまいります。

次に、秋まつりについて申し上げます。10月28日、11月3日に第7回おおさと秋まつりを開催いたしました。秋晴れのもと町内外から多くの方々が来場し、スポーツ教室、地場産品を使った商品、工夫を凝らした縁日や飲食を伴う出店、ステージ発表などを楽しみました。

また夜には花火を打ち上げ、秋の澄んだ夜空に大輪の花を咲かせたところでもあります。

次に、地区懇談会について申し上げます。10月3日から6日までの4日間、町内4地区で地区懇談会を4年ぶりに開催いたしました。「総合計画」「役場庁舎建設スケジュール」「かわまちづくり事業」について町側から説明し、参加された町民からの御意見をいただいたところであります。

次に、黒川地域産業説明会について申し上げます。11月16日、黒川高校の生徒を対象に黒川地域の32の企業が参加し、それぞれの企業の特色ある事業の内容を紹介する黒川地区産業説明会が開催され、本町からは6企業が参加されました。

次に、空き家対策セミナーの開催について申し上げます。11月25日、昨年度に引き続き増加している空き家に関わる諸問題について、専門家による講演だけでなくワークショップや相談会も行いながら、直面している課題の認識と解決方法等について、空き家対策セミナーを開催いたしました。

次に、各種イベントについて申し上げます。10月1日、震災復興と地元活性化を目指したクラシックカーのイベント「GO!GO!ラリーin東北」が道の駐車場を会場に行われ、全国からクラシックカーファンが訪れました。

また、11月23日にはくろかわ商工会大郷事業所が主催し、町内の飲食店等が工夫を凝らしたイベント限定の1,000円相当のお弁当を500円で販売する「おおさと弁当市」が開催され、販売開始時には長蛇の列となりあっという間に売り切れた内容であります。

次に、低所得者の妊婦に対する受診料の助成について申し上げます。11月1日より、低所得の妊婦の方の経済的負担軽減のため、住民税非課税世帯または同等の所得水準の世帯の方々を対象に、医療関係で実施する初回の受診料を助成してございます。

次に、おおさと子育てアプリ配信について申し上げます。妊婦の方から高校3年生相当までのお子さんがある保護者に対し、乳幼児検診や妊婦中の健康記録、予防接種スケジュール管理など、子育て世帯が必要とする様々な情報をピンポイントで提供できるアプリの配信を、11月1日からスタートいたしました。

町では、子育て支援の充実のため様々な施策を積極的に展開してまいりましたが、今後も安心して子育てができるように積極的に取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカード申請サポート・交付について申し上げます。デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進のため、令和4年10月から申請・交付・写真撮影・オンライン申請までサポートしております。11月末現在の交付率は78.2%となり、今後も100%の普及を目指してまいります。

次に、学校教育・学校給食について申し上げます。学校教育では、「魅力ある学校づくり事業」を令和2年度から継続して実施し、児童生徒の意識調査、中学校での事業評価を行っております。新規不登校の未然防止に努め、小・中学校連携による児童・生徒の居場所づくり・絆づくりに取り組んでいるところであります。

また、教育環境の整備では、大郷中学校校舎長寿命化計画の策定業務が、年度内完了予定となっております。

また、学校給食では、児童生徒に農業や地場農産物、地域文化等への関心を高めるため、10月にスペイン風給食、11月に新米ササニシキ・大郷産牛肉を使用した給食を提供しております。

小学校の芸術鑑賞会では、11月7日・8日の2日間、音楽アウトリーチ事業を開催し、ジャズの鑑賞を行いました。

公民館事業に関しましては、令和6年1月7日挙行予定の成人式に向けて、新成人で組織する成人式運営委員会を立ち上げ、現在準備を進

めているところであります。

次に、本定例会に御提案いたします議案の概要を申し上げます。

一般議案としては、報告が1件、条例の一部改正が7件、指定管理者の指定が1件、財産の取得が1件、また令和5年度補正予算7件となり、合計17件を提案してございます。

詳細につきましては、後刻担当課長より説明を申し上げますので、御審議の上御可決を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第6 一般質問

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 防災また減災に関わる国土強靱化5か年加速化対策なるものが2020年、令和2年に閣議決定をされてございます。この理由といたしまして、要するに地球温暖化による風水害の被害、各地で多大な被害を与えているということで、この対策となる。

本町においても、令和元年台風19号によって吉田川の粕川堤防が切れ、多大なる被害を受けた。これは、記憶に新しいところであります。確かに人的被害というものはなかったが、間違いなくしかしながら大変な被害だった。

考えてみますと、河川とかダム施設というのは、もう既に今のこの水の量に対応し切れなくなってきている。そういうことからして、国では今貯水施設の整備というものに流域の皆様方の御協力を賜って、流域治水というものに大きく舵を取ってきたのかなと、そのように思っております。

そんなことで、災害に強いまちづくりをとということで質問をさせていただきます。

令和5年7月に吉田川・高城川が「特定都市河川」に指定をされてございます。河川整備が加速するとともに、ハード・ソフト両面から浸水対策の強化を図っていくもので、長年にわたり地域を悩ませてきた水災害を減少させていくものと考えます。

今後、気候変動の影響を受け水害の頻発、激甚化が予想される中にあ

って、本町が特定都市河川に指定されたことは地域を自ら守ることに
対し大いに期待をされることと考えます。

質問（１）本町が「特定都市河川」に指定されたことについて、町民
にどのように周知を図っていくつもりなのか。また、「特定都市河川」
に指定されたことによる本町としてのメリット・デメリットは何なの
か、その辺をお伺いしたいと思います。

（２）国交省では流域治水・水災害対策に向け、令和４年度より遊水
地をはじめ排水機場などの整備の加速、雨水流出抑制の推進に力を入
れてございます。本町の排水機場の建屋・機械等の老朽化の現状はど
うなのか。

（３）災害時堤防から水を越水させ、要するに越流堤などの堤防を切
ってその水を遊水地に蓄える、そのような遊水地の整備の考えがある
のかどうか、お伺いを申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま、石垣議員の「災害に強いまちづくりを」とい
うテーマでございますが、（１）の「特定都市河川」に指定されたこと
についての町民への周知につきましては、国及び県で作成したチラシ
を広報おおさとで８月号と一緒に全戸配布してございます。

また、８月１０日に吉田川・高城川流域水害対策協議会が発足し、現在
令和６年度の流域水害対策計画策定に向け検討してございます。計画
策定後に、広報誌やホームページ等で周知していきたいと考えており
ます。

次に、本町のメリットは何なんだという質問でございますが、本町の
メリットにつきましては流域災害対策計画に基づき浸水災害対策法が
講じられることが考えられます。またデメリットにつきましては、市
街化などの開発行為を抑制する可能性が出てくるというふうに考えま
すので、抑制することが本町のデメリットにつながるのかメリットに
つながるのか、その辺は今後しっかりと精査してまいりたいなと考
えているところであります。

（２）の本町の排水機場については、昭和５２年から平成２８年にかけて
整備しておりますが、令和元年東日本台風では羽生・後谷地・中村の
各排水機場が浸水し、災害復旧事業によりポンプ等機械の更新・整備
を行っているところでございます。

これまでの度重なる農地・農業用施設の甚大な被害の発生を受け、町
としては吉田川流域の関係市町村と連携し土地改良事業推進協議会を

設立し、農林水産省への国営総合農地防災事業の地区調査が開始されるところであります。引き続き国営事業の調査へ協力を行うとともに、早期の事業実施に向け調査を進めてまいりたいと考えている。

(3)の遊水地の計画につきましては国への質問と思われませんが、町で得ている情報としては、吉田川の河川管理者である国が現河川整備計画において、中流部に遊水地を新たに設置する計画となっているところであります。まだ明確な国からの見解はございません。

以上、石垣議員の「災害に強いまちづくりを」への回答といたします。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 令和5年度に「特定都市河川」の指定を受けているということで、今計画検討に入っておるかと思えます。令和6年度に策定されまして、始める頃かどうかその辺はちょっとわかりませんが、計画が実行されていくということで、今実際にそれに入っているということであります。

この計画については、恐らく浸水被害対策に向けての計画であろう、そのように思うわけであります。そんなことで、この「特定都市河川」に指定されるということについては宮城県知事、これ法律で決まっていますよね、宮城県知事の指定を受けているということであります。

それで質問いたしますけれども、県知事からまた県のほうから本町にこの指定を受けるということに対しまして、どのような経緯があって指定に至ったのか。主なところで結構でございます。知る範囲でよろしいですから、お答えをお願いしたい。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

吉田川及び鶴田川を含む高城川流域につきましては、古くから水害に悩まされまして、昭和61年の「8・5豪雨」から始まりまして、令和元年の東日本台風、令和4年4月の豪雨ということで度重なる大雨の浸水被害が起きておるところでございます。

今後水災害のさらなる激甚化が予想されることから、それらを踏まえまして、あらゆる関係者が共同して取り組む流域治水の考え方に基きまして対策が必要となったことから指定をされたということとなっております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 県のほうからの指定ということも考えてみると、国からの指定ということは必ずやらなきゃいけないということではないでしょうかね、指定であります。これは完成させなければならない、必ず。ですから、早急にこの辺の手續等またはこの周知等を図っていくというのが大事かなと思います。県のほうも同じだと思いますけれども、国からの指定であります。

今年の9月11日に全員協議会が開催されて、その中で高城川または吉田川、これが「特定都市河川」に指定された。さらに、「特定都市河川」流域に指定されてございます。河川を分かります。吉田川・高城川でありますね。しかしながら、流域とはどういうことか。本来であれば、流域というのは川から1キロまたは2キロ、この辺を指定すると私は思っておりましたが、この辺についていかがでありますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 吉田川流域で今回の指定でございますが、本町全域が対象地区、「特定都市河川」の流域として指定されているものでございまして、吉田川の川南につきましては吉田川流域、川北部分につきましては高城川流域ということで位置づけをされているものでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 私の考えとは違うようでありますけれども、大郷町全体が流域というものに指定されるということでございますよね。わかりました。その中で、「特定都市河川」または流域に指定される際には、あらかじめ流域内における皆様方にこの周知、または当該河川におけるいろいろなことについて情報の提供が必要であろう、そのように思います。

先ほど、チラシと一緒に全戸配布をなさっているということでは、私は足りないだろう。もう3か月、4か月がたっております。7月18日でしたよね、この河川に指定されたのは。指定を受けるということから、それからもう既にスタートしている。計画ができるからそれではない。計画と同時にいろいろな調査なり、またはいろいろなものをしていく、もう既にそういう段階ではないでしょうか。

その辺でちょっとお聞きを申し上げたいんですけれども、この周知は配付で終わりですか。その後の対応、これはどのようになさっていくつもりでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まず、国から今回「特定都市河川」ということで指定されてございますが、それであらゆる施策が今後講じられていくかと思いますが、まずは計画を策定しどのように流域治水を進めていくのかということが求められることから、先ほど町長の答弁にありましてとおり関係機関と調整中ございまして、その計画に基づきましていろいろな施策を実施したいというふうに考えてございますので、その計画策定後に町民の皆さんへ「今後このような政策・施策を実施していく」ということで、町民の皆様にも周知を図りたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今のお話でその計画というのは、国の計画が出来上がらなければ我々の計画もできないということで、解釈してよいんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） あくまでも、今回流域協議会の中で今計画を策定しているものでございますので、我々の意見もその中に入っている部分でございますので、それが全体のこの吉田川・高城川流域での計画ということで位置づけられるものでございますので、御了解いただければというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 特に、「特定都市河川」流域で雨水浸透阻害行為、こういうものについては県の、または県知事の許可が必要になる。要するに今までの雨水の量を上回るとき、要するに排水量というものが今までよりも多くなる、これを抑制するために雨水浸透阻害行為と言われると思いますが、この雨水貯留浸透施設の設置というものが義務づけられるということですよ。そうしますと、費用がかかってくるわけでありましてけれども。

こういうようなことを、早急に条例なりまたは要綱というものが必要ではないかと私なりに判断するんですけども、その辺どのように進んでおられるのか。その辺、ちょっとお聞き申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 「特定都市河川」につきましては、国の法律に基づきまして制定されたものでございまして、それはもう一番上の法律で

決定されているものでございまして、それに基づきまして先ほども石垣委員のお話しされましたいろいろな開発等におきまして、いろいろな規制の許認可が今後出てくるわけでございますが、それは今度県でということになってございますので、今現在本町で条例を制定するということは今のところ考えていないところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 国・県のそういう出方を待って、町でやるということで理解するわけでありましてけれども、そういうものも必要であろうということでもあります。

こういうことからして、私なぜ言うかということ、本町は先ほどこの流域というもので4市5町1村で協議会をつくっておられる。その中で、やはり一番この頃被害を受けているのは本町であります。本町が、やはり10の自治体をリード的にしっかりと対応するべきではないかと私は言いたい。やはり大郷はしっかりと、早くそういうものに関心を持ってやる気のある自治体だと、国に訴える必要があるだろうと私は思うから話しております。そういうことが大事上大事ではないかと。

そういうことによって、やはり全国の皆さんが見ておられ、それが定住なりそういうものにつながってくるんじゃないかと私は思うんです。ぜひ早く、いろいろなものについて対応をお願い申し上げたい、そのように思います。

先ほど、メリット・デメリットの話が出ております。その中で、メリットは確かに財政的なものがどっと入ってくるかもしれません。そしていろいろな施設、また水害に強いまちづくりをやろうということで国からの支援、県の支援が入ってくるかと思えます。

じゃあ、「デメリットは何なのや」ということでありますけれども、先ほどお話し申し上げました雨水貯留浸透阻害行為、これによって施設の設置というものが義務づけられ、と同時に地価のその辺も心配されないのかなど。この答えについては、いろいろ開発行為を抑制する可能性があるということが出ておりますけれども、その辺にも当たるのかなどと思いますが、地価等についてはいかがお考えでありましようか。

議長（石川良彦君） 大丈夫ですか。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

地価がどうなるかということでございますが、本町につきましては今

現在毎年いろいろ地価公示等がございますが、さほど変わっていないかと思えます。

それで、雨水浸透阻害行為をしたことによってその部分が上がっていくのかという御質問かと思えますが、それがどのようになっていくかという見通しは立てられない部分がございます。それをしたからということで一気に上がるものではないと思えますし、それで宅地等が建設できるのか。今回の目的というのは、あくまでも流域治水対策というものが大きな目的でございますので、地価が一気に上がるか下がるかというのは、今後どのようになっていくかというのは今のところ見通しは立てられない状況でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 総務課長のほうから、今の答弁ございました。利益がという話であります。やはりそういうことをやることによって敏感にものは動くはずであります。

あそこは水害が、しかしながらあまり進んでいない。そうじゃなくしっかりとその辺を早く進めて、「さすがだ」と国やまたは県のほうから思われるような、そういうような活躍をお願いを申し上げたいと、そのように思います。

山もそうでありますけれども、開発される土地・田・畑、これも大分進んでまいりました。水の保水能力というものが低下してきております。保水ができなかった水が側溝に流れて小さな川に流れ、そしてまた鶴田川だったり、関係ありますよね。いろいろ滑川・逆川等に流れ、それが大きな吉田川へと行くわけであります。

それで、今回水害があったわけでありまして、そこで提案をしておきたいと思えます。「都市河川浸水被害対策推進事業実施要綱」なるものがあります。その辺の採択基準というものにもあるとおり、町民の皆様にご協力をいただいて雨水貯留地浸透施設、これまでも大分申し上げましたが雨水のタンク、またはその下水を設置される方・事業者等に対しまして、本町として補助金なりそういうものの手だて、これを考えていく必要があるんじゃないだろうか。

このお金については、恐らく国のほうからも相当のお金が出てくるかと、そのように思います。そういうことからして、しっかりとその辺も対応を、先ほどまだ条例というものはつくっていない、また要綱もないということでもあります。その辺も、その中に入れてほしい。ぜひ頑張ってもらいたいですが、それはどうでございましょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回「特定都市河川」に指定されたことによりまして、施設を設置する場合につきましては、国で2分の1の補助がございます。県でも4分の1ということになってございますが、その中には県等ですので町がそれに関わっている部分があるかもしれませんが、それにつきましても県と協議の上で補助要綱なりを制定するかどうかにつきまして県と協議して、どのようにするか。

財源もありますので、それも100%国から来る部分ではございませんので、町負担部分もございますので、いろいろ町のほうでも検討していきますし、もし提案されれば議員の皆様にも御提案させていただきますので、慎重な審議をいただければなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） このことについても、先ほどから申し上げておりますとおりもう既に7月に指定を受けているんですよ。こういうものの指定を受けているということは、何か先ほどの許可申請等についてはまだいいんですか、どうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 許可申請につきましては、本町の場合ですと宮城県が許可権者となってございますので、本町ではございませんので、宮城県で実際それが出ているのかどうかというのは、私のほうでは把握はしてございません。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 申請を必要とするのは、本町を通過して宮城県に行って、宮城県が許可するのではないんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 宮城県直接でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） そういうことで、いろいろ本町においてもそのような補助的なものも考えておるといってございまして、しっかりとその辺はお願い申し上げたいと思います。

今年の8月の10日に吉田川・高城川流域水害対策協議会、先ほどお話が出ておりました4市5町1村、10の自治体でこの協議会を立ち上げております。この協議会の立ち上げの目的、これはどのような目的な

んでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議、並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 非常に重要なことだなというふうに思います。

しかしながら4市5町1村中の自治体ということになりますと、なかなかまとめるのも大変なのかなというような気がしますが、その中であって協議会の下部組織みたいなものを私はつくるべきだろうと思っているんですが、そういう組織はございますか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 各市町村と、あと各団体と連絡を取ることによって綿密なる計画が策定されるものと思われまので、下部組織をつくる予定はございません。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） その辺、やはり各自治体によっていろいろ水害対策のやり方が違ってくると思うんですよね。そういうことからして、私は下部組織が必要なのかなと。この10の自治体で、今言ったように連絡を取り合うという話のように聞こえましたが、その辺はしっかりと下部組織が必要なかなと、そのように思っております。

流域治水の考えというものは始まったばかりでありますけれども、やはり治水対策というようなものは各自治体によって違う。なぜならば、その環境というものが各自治体違うからであります。それを大きくくくりを広げると、なかなかまとまりもどうなのかなというような気がしたのでその辺の話をしたわけでございますが。

本町において、大きな被害を受けたわけでありま。この水災害におけるこれまでの被害状況、こういうようなものを検証して、そして水害に強いまちづくりを町民の皆様がしっかりと力を合わせて取り組んでいって、そういう町というものをつくっていただきたい。そのように思いますけれども、町長の所見をここで伺い申し上げておきたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） ただいま石垣議員の御質問内容等、お聞きしてございました。

今までの災害対策の考え方、ほとんどが想定内の対策を議論してまいりましたが、今全国各地で想定外の災害が頻発している。これは、過去にいじくったものが風化して、大雨によって土砂災害を引き起しているという実態、この辺はあまり考えていなかったようであります。静岡の土砂災害もそうであります。

今、吉田川・高城川流域上流の4号線の開発、下流部の開発に対しては大きな問題はないようであります。ほとんど上流が災害の発信地になっている。これは、高いところから低いところに水が流れるという自然の現象ですから、これをどうするかというところで今、「都市河川」の在り方について議論がようやくここに来て始まったということでございますので。

今後、吉田川を抱えている本町は中流部でありますので、上流のほうもいろいろな対策を今講じているところであります。中流部の湧水の問題も議論がございしますが、今我々が国からまだ何の沙汰もございせんので、町も一緒に協議に入るということになれば、将来を考えればこの遊水地対策というものも当然必要だというふうに思いますので、そういうものがある意味で、メリットと捉えたほうが私は地域の安全を確保するために必要な策であるというふうに思いますので。

今後、国のほうにもこの協議会を通して、流域協議会が力を合わせて上であろうが下であろうが中間であろうが「水は一緒ですよ」という論理に立って今議論をしているところでありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

どうか町民側に立って、いろいろ御意見がございします。議員の立場、国と自治体との立場に立って、さらに効果的な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（石川良彦君）　ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午 前 11時01分 休 憩

午 前 11時14分 開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

石垣正博議員。

10番（石垣正博君）　もうちょっとだけ、質問のほうをお願いしたいんですが、流域における雨水の貯留浸透に対する機能というものに、非常に国では力を入れてきているということですね。

そこで、国では河川整備計画なるものを今つくっておって、その情報

の一つとして雨水等の排水量、小流域と言いますと大郷町は小流域の中だと思っんですが、その小流域の町に割当、排水する水の量を割り当ててくるというような話があるわけですが、大雨時において「大郷は何百トン保水をしてくださいよ」、そういうようなことだと私は考えましたけれども、その辺町にそういう何かがあるんでしょうか。調べられておりますか、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

その辺につきましては、先ほど町長も答弁しましたとおり今現在、令和5年度・令和6年度にかけて国のほうで調査しております。町のほうに関しては、国からそういった情報・内容についてまだ来ていない状況であります。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 町は、そういうことはまだしていないということですが、恐らくその辺も含めて国からの指示があるかと思えます。ということは、先ほど申し上げましたいろいろ保水する施設、これを設けていくということでもあります。

仮にこの大郷の中で、山または側溝・川、または池、または沼、こういうものに大郷町がしっかりと蓄えられる水の量、こういうような調査というのはどうなんでしょう。これは分かるわけですよ、大体のことだと思えます。例えば何千トンかもしれない、何百トンかもしれない。そのような調査というのは、これは町ではなさっておるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 実際の調査はしてございませんが、田んぼでございます。今の水張面積は1,750ヘクタールがございます。例えば、それが畦畔高で約30センチにした場合ですが約356万トン、356万立米の水を蓄えることが可能です。ため池等につきましては約400か所ございまして、その部分が幾らあるかというのは今の段階では測定はしてございません。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 相当の水を蓄えられるということですよ。

しかしながら、それ以上に雨水が降ってくるというのは今の現状ですね。温暖化でどんどん水蒸気が上がって、それが雲になって雨になってくるわけでありまして。ですからどんどん増える、間違いなく。そう

いうことも含めてこのような調査、国のほうから、または県のほうから指示があるかと思えます。それも、しっかりと調査をしておくべきじゃないかと私は思います。そんなことで、質問の1を終わらせていただきたい。

(2)に入るわけでありますが、排水機場というものが私ちょっと分からないんですけれども、排水機場の管理は県なのかどうなのか。県から委託を受けているのは鶴田川沿岸土地改良区、ここで委託を受けておるのかどうか。ちょっとその辺お知らせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

大郷町内の排水機場は、湛水防除を目的とした町所有の前川機場、あと県営圃場整備で整理されたかんがい排水を目的とした土地改良区が所有する羽生・後谷地・中村機場がございます。前川機場につきましては、土地改良区と管理委託契約を締結しており、全ての機場を土地改良区が管理運営しているところでございます。

町としては、維持管理費の一部を支援しているところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今のお話ですと、改良区は全て本町に6つか7つありましたよね、排水機場。それは、全部改良区で管理しておられるということでしょうか。それは、国から管理を委託されているということですか。どうなんでしょうか、その辺。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

町有とすれば、前川機場が大郷町、そのほかについては土地改良区でございます。それで、全てを土地改良区が管理しているという状況にあります。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 全然今まで私、ごめんなさい、間違った覚えをしておりました。その辺大変申し訳なかったんですが、今の話ですが。

排水機場においては、操作するのは町民の方でありますよね。そしてまた、近くの方がそれを操作していくわけでもありますけれども、ならば、本町にある排水機場であります。町としての立場、役割というのは、排水機場にどのような役割があるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、改良区のほうに運営・運行・維持管理のほう、排水機場の維持管理の一部を助成して、適正に運行していただくようお願いしているところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今、維持管理の一部ということではありますが、その維持管理の一部もちょっと分からないんですけれども、どのようなことでしょうか。維持管理っていうのは、一部を町がやっているということですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

全般的な排水機場の維持管理になります。軽微な修繕だったりあと運転員の賃金だったり、そういったもの全てにおいての維持管理となります。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 今お話があった軽微等のものという中、そうすると操作員の報酬、こういうようなものも全て町のほうでやっておられますか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） 今の賃金の問題についても、維持管理の範囲内と考えております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） すみません、何かちょっと意味が通じなかったんですが、要するに報酬2人、多分補佐と正がいるかと思いますが、その報酬については町で出しておると理解していいんですか。それとも、改良区で出しているんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） 支払いについては土地改良区で行っておりますし、その一部を町が負担しているというところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） ちょっとごめんなさい。報酬は改良区でやっているけれども、一部を町が管理するというのはいくらかお金を出しているということですか。すみません、その辺をお聞かせください。ちょっと納得いかないんですけれども。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

報酬については、改良区がお支払いしております。全体の維持管理に関して、町が一部助成をしております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） よく分かりました。そういうことで、町の関わりというものがあるということではありますが、一部じゃなく、やはり我が町にあって我々の生活を守ってくれる、安全・安心なまちづくりのためには、特に内水が相当多くなっている今の世の中です。特に町もそうであります。

そういうことからして、やはり町もしっかりとそれは関わるべきだと思っております。一部でなく、報酬は別としてもしっかりとお願いしたいと思います。

この間、中村の排水機場を見てまいりました。中身は以前に見ましたので、いろいろ把握しているつもりであります。外から見ると気づくところがありまして、排水の前には格子があって、その格子から排水溝に水が流れていく。そこで止まるごみ、または流木、こういうようなものが多分多く出てくるのかなど、私なりに感じておるわけですが、そういうものの片づけというのは、正副お二人で大雨時にそういう作業をやっておられるのかどうか。そういう機械、そういうものがあるのかどうかお伺い申し上げたい。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

こちらの管理につきましても、改良区で全てを行っているところでございます。ポンプ前の給水槽にスクリーンを設置、鉄格子ですね、そちらのほうを設置しまして、そちらを除じん機、機械式のものだったり、あと人力で処理しているというところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣議員に申し上げます。通告で、排水機場の建屋機械等の老朽化の現状とか、要する修繕とかという問いであります。改良区と町の関わりについては当然理解しているはずなんで、その辺の質疑は省いていただきたい。町はお金は一部かもしれませんが、関係については深く関わって事業を推進しているという理解のもとで、通告の内容に基づいた質問に切り替えていただきます。よろしく申し上げます。

石垣正博議員。

10番（石垣正博君） このことについても、私は非常におっかないところで作業しているので要望的に、この機械は多分さっき言った除じん機がつ

いていないと思いますけれども、その辺の要望も町としてもやるべきだろうと。私の町にあるんですからね、それが必要だと思います。

先ほど報酬ということ、これもまた非常に低いなというような気がいたしております。この辺の要望も、私は改良区なり国にお願いをしたいなと思います。

そこで、東北農政局のほうで今町に対して、機場の集約というようなこともいろいろ話があるようでありますけれども、大郷町における数か所ある排水機場、この集約というようなことというのは話が来ておられるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

排水機場の集約についてなんですけれども、先ほど来申し上げているとおり今国のほうで調査しているものですから、はっきりした形での町への通知とかそういったものがない中で、答弁は差し控えたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） 吉田川の中において、排水機場の統合2か所だというふうに私なりに聞いておるわけですが、その辺もこの町として情報を取っていただきたいと思っておりますし、分かったら教えてほしいと、そのように思います。非常に我々の内水対策にも、大事な排水機場であると、そのように思います。

最後にお尋ねを申し上げておきたいと思うんですが、3つ目に遊水地があるわけでありまして、この遊水地の件で中村沖に、要するに先ほど町長の話で中間の位置に値するこの本町に遊水地を設けるといようなことでありましたが、中村沖と聞いておりましたが、その辺はいかがでありますか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、まだ国から正式なものが町に入っていることではないものとなっております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） その辺いろいろはっきりしないから、言えないということだと思いますが、中村の中にといような話を私なりに聞いたので話しました。

最後に1つだけお伺いしておきたいと思っております。遊水地であります。

羽生地区の南側の堤田あるいは打越あたりでしょうか。あのあたりに、大雨の都度内水が大変すごい、何十年と続いておるんだと思います。大規模なこの内水で苦勞をなされております。

この内水の原因、これは味明川の堤防の越水であります。あそこからどんどん流れてくる。しかしながら味明川、今河道掘削なりまたは堰の統合をやっていましたね。非常にきれいにできております。それと、いろいろ整備をしているということで大分収まってくると思いますが、しかしながら今の安戸川それから味明川、2つあって相当の水があそこにあふれ出るというのは変わらないのかな、そんなに。そう私なりに思っておるわけであります。

そんなことで、令和2年に仙台土木事務所に対して、羽生のほうから「味明川河川改修促進」として要望書を提出した。そのときに、仙台土木事務所の所長以下幹部の皆さんに要望式をしていただいて、そして所長のほうから「前向きに考える」という話がありました。

そのときの要望は、あの味明川に逆流止めをやる。逆流止めをして、吉田川から来る水を止めようというような話でありました。しかしながら、1週間後に仙台土木事務所の幹部の方数人が見えまして調査をし、それでは、大和・幡谷線の県道の中に穴を開けよう。穴を開けて、遊水地として羽生沖を遊水地としたいような、そのような計画ではどうだろうか、そんな話もございました。

あれから3年であります。今、町として要望が上げた分、町にも要望を上げていく、そのことについてどのような進捗状況なのか、その辺をお聞き申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

排水機場のほうも能力がアップすることによって、内水対策として県道の下を通して排水するというような計画ということでありますが、その計画については今現在まだ固まったものではないというところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

10番（石垣正博君） あのあたりは、大分悩んでおるわけであります。これも、やはり県なりまた国に対してしっかりと要望を上げるべきだろうと、そのように思います。あそこは被害を受けて、あそこから移動した人もいるだろうし、何かかにかあるわけでありますので、早くお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

以上であります。

議長（石川良彦君） これで、石垣議員の一般質問を終わります。

次に、2番鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 2番鎌田暁史でございます。

通告をしていた内容に基づきまして、質問を行います。

1、町営住宅入居時の連帯保証人について。

町営住宅入居時の連帯保証人については、国土交通省が2018年3月に「保証人の確保を入居の前提とすべきでない」という通知を出している。しかし、本町を含めて多くの自治体では入居時に保証人を要求しており、保証人要件が住宅困窮者の入居の障害となっている。

（1）大郷町営住宅条例では、第11条で「入居決定者は連帯保証人を立てなければならない」と規定している。この規定の目的・意図について町はどのように認識をしているのか伺います。

（2）国からの通知に鑑みて、町営住宅への入居に当たっては連帯保証人を求めないように改めることを強く要望する。この要望に対する町の所見について伺います。

2、町営住宅の家賃引下げについて。

（1）町営住宅の空きに対する入居希望者の数、倍率はどのくらいか。直近の数値について伺います。

（2）2006年に国の公営住宅法施行令が改正されたことにより、町営住宅の入居収入基準は一般入居で月収20万円から、現行の月収15万8,000円に引き下げられた。このため、ごく限られた低所得者層しか入居できず、子育て世帯や単身者が入居しづらい状況となっている。一般入居の入居収入基準は改正前の20万円に戻すべきと考えるが、町の認識について伺います。

（3）2000年に一部完成した希望の丘団地は、築23年が経過している。町営住宅について、建物の経年劣化に対応した家賃の引下げを要望する。町の所見について伺います。

3、スマートスポーツパーク構想について。

（1）スポーツX社が作成した資料によると、13ヘクタールのスマート農業エリアには、「東北アグリヒト」と「イグナルファーム」の2つの農業法人の誘致を検討されている。6月議会で、「2つの農業法人の参加について調査中」との回答であった。2つの農業法人の誘致に当たり、何が障害となっているのか伺います。

（2）復興推進課に情報開示請求を行った結果、町から敷地の地権者

に対し土地の売却について9月15日締切りでアンケート調査を行ったが、11月8日現在でアンケートに未回答の地権者が6.8%存在し、アンケートに回答した地権者のうち10.3%は土地を売却しない意向であることが分かった。

そこで、事業用地買収の地権者等の合意は12月中を目安に考えているとの意向だが、この状況で達成できるか、見通しについて伺います。

(3) 吉田川の河道掘削による残土を、今回の敷地に利用する意向と伺っている。この残土は多方面から人気があり、ほかの用途に利用されて、2年後ぐらいに今回の敷地に利用する頃にはなくなっているのではないかと心配する声が寄せられている。残土の利用についての具体的な方針、計画について伺います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの鎌田委員の大綱1の「町住宅の入居時に対する保証人について」の御質問であります。 (1) 連帯保証人の規定・意図につきましては、家賃債務の保証のみならず実質的な緊急時の連絡先の確保も目的としているところでございます。

(2) の「連帯保証人を求めない要望」につきましては、まず国の通知は公営住宅への入居に際しては、取扱いについて保証人を求めない場合及び保証人を求める場合、それぞれの取扱いの留意点について通知されたものでございます。その内容を踏まえ、本町におきましては平成31年に連帯保証人に関する条例を緩和し、改正したところでございます。連帯保証人に係る改正につきましては、(1) の回答で示した目的であるため考えておりません。

大綱2つ目の町営住宅の家賃引上げについてであります。

(1) の「町営住宅の入居希望者等の直近の数値」につきましては、令和4年度の空き戸数が5戸に対して入居希望者は6件、倍率1.2倍となっております。

(2) の入居収入基準につきましては、公営住宅法施行令で参酌基準が規定されておりますが、現時点で需要と供給に乖離がなされることから、参酌基準を入居収入基準としているところでございます。家賃につきましては、家賃算定において建物の経過年数も加味したものとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

大綱3番のスマートスポーツパーク構想についてであります。

(1) の2の「農業法人の誘致に当たっては何が障害となっているの

か」につきましては、両法人とも令和元年及び令和4年の大雨により被災され、現在本町において操業していない状況にあります。既存施設の撤去手法などが確定されなければ、新規移転地への誘致は難しい状況であると、法人側から伺っております。

(2)の「事業達成できる見通し」につきましては、地権者へのアンケート結果では事業に必要な一団のまとまった土地を確保できる可能性があること判断できることから、年末に向け引き続き各種調査を行ってまいります。

(3)の「残土の利用についての具体的な方針・計画」につきましては、国道交通省が進める吉田川の河道掘削工事が令和7年まで実施される予定であるため、令和6年度から2か年で残土を受け得られるかどうかについて検討中でございます。

以上申し上げ、答弁いたします。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） まず、質問1の(1)の連帯保証人についてなんですけれども、国土交通省からの通知については対策についても細かく記載がされてございます。

一部内容を御紹介しますが、まず実際に家賃の滞納が生じた場合、入居者の家庭の状況に応じて個別具体的に家賃の納付指導や臨戸の訪問を行うなど、適正に家賃徴収を行っていくことが重要であります。つまり、保証人を削除しても適正な家賃徴収を行っていくことが重要というふうに対策が明記をされております。ほかにもいろいろ対策が書いてあると思うのですが、こういった国からの対策についてどのように受け止めていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） 町の対策としましては、家賃滞納者については今申し上げた内容について一件一件真摯に対応しておる状況でございます。

また通知の部分なんですけれども、通知の内容には「保証人を求めない場合であっても、連絡等を取れるよう勤務先や知人の住所等、緊急時の連絡先を提出されることが望ましい」ということが明記されておりますので、そちらで保証人と同等の内容かなと認識しているところでございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） すみません。確かに、今御答弁いただいたように「緊急

時に連絡が取れるように、勤務先あるいは町人の住所等の連絡先を提出させることが望ましい」と記載がございます。私が要望しているのは、保証人として債務の負担を負わない緊急の連絡先といった人を、入居の際に提出させることは可能かどうか、そういったところを確認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁させていただいた内容のとおり、目的としては家賃の補償ということも含めてございますので、そういった考えで運用していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 新聞などの報道によりますと、保証人の規定をなくした自治体への調査がありまして、家賃の収納率が大きく下がったというケースはなかったという報道がございます。これはなぜかといいますと、保証人の確保に伴う業務が減って、その分を家賃の納付指導に充てられる結果だという基準がございます。こういった状況について、どのように受け止められているかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

家賃滞納に対する対応については、先ほど申し上げたとおり日々対応しているところでございます。そういった中で、やっぱりどうしても納められないとかそういった場合についても、町では対応はしているものの、やはり最終的には「保証人さんですね」ということで申し上げますと、「保証人に迷惑はかけられない」ということで納めていただくケースなどありますので、そういった保証人制度については今後も引き続きこの状態で運用していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 国交省からの通知なんですけれども、住宅の管理標準の条例の案から保証人を削除するのと併せて事業主体、つまり町のほうにもその検討を求める内容となっております。これまでに、大郷町の住宅の条例から保証人の規定の削除を検討したことはございますでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この通知が発出されたことにより、町のほうでも検討を行ったところ

でございます。保証人の有無については、各市町村に委ねられている事項でございます。その中で町としてはやはり保証人は必要だという結論に至ったところでございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 前向きな御対応を期待しまして、次に移ります。

町営住宅の家賃の引下げについてでございますが、先ほど空きに対する入居者数の数・倍率等につきまして、1.2倍という御答弁がありました。まずこの数について、町としてはどのように受け止めていますか。想定どおりか、想定より多い・少ないといった感じでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この件につきましては、どういった事情で退去されるか、どういった状況で入居されるかということになるかと思っておりますが、今のところ数字的には町営住宅の意義がそのまま反映されている数字かなというところではあります。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 入居の収入の基準を20万円に戻すことについて、御確認をしたいのですが、まず入居収入基準の引下げなんですけれども、現在利用している方々にも負担を強いる要因ともなっていると私は考えます。収入が増えると、段階的に家賃も上がる規定となっております。入居収入基準の金額を超えたときに、利用されている方の想定以上に家賃が上がり、近隣の民間アパートと同水準の家賃を長い間支払い続けている方々がおられると伺っております。

また、収入のある息子世帯との同居を検討していたけれども、同居すると家賃が高額になることが分かって、同居を諦めた利用者の方々がいらっしゃいます。個別に対する対策を求めているわけではありませんが、利用者の方々の負担を軽減する観点からも家賃の引下げを検討すべきだと考えます。町の認識についてお伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず家賃につきましては、収入が少なければ少ないほど家賃が低い。ある程度の基準といたしますのは、ここで言いますと15万8,000円以上の方についてはそれなりの収入があるということになりまして、近傍同種の家賃ということになります。その方については、入居してから3年以降、ある一定基準を超えていますので、町営住宅で規定している

低所得者には当たらないので、明け渡すように努めてくださいという通知を出しております。

あくまでも公営住宅の趣旨からすれば、住宅困窮者であって低所得者に対する住宅でありますので、その辺の趣旨をお含みおきいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 住宅の経年劣化について、事例をちょっと言いたいと思うのですが、希望の丘団地につきましては築23年が経過をしております。屋根や外壁の塗装、雨どいの交換など、建物を外から見た場合は新しい物件のように見えるのですが、私が見たり聞いたりした限りなんですけれども、居室が僅かに傾いているとか、あとトイレや給湯器の故障、浴室のドアの破損、木製の囲い壁の破損などを確認しております。

こういった修理や交換の費用は、町の負担となるケースが多いのですが、修理が終わるまでの間は不便な生活を送ることになっております。ぜひ実情について御理解をいただき、改めて家賃の引下げについて御検討をお願いしたいと思えますが、町の認識についてお聞かせください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

住宅修繕に伴うというところなんですけれども、今現在というか以前からでございますが、入退去の際にそれなりの部分を修繕しております。それで、長年お住みになった方については、やはり経年劣化で修理が必要になる部分もあるかと思えますが、そこについては入居者の御理解をいただきながらやっていきたいと思えます。

それで、その部分について家賃を下げるとか、そういったことはできないものでございます。あくまでも国のほうから示されている家賃算定、それに基づいて町のほうでは家賃を決定しているものでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） ぜひ、利用者に寄り添った政策のほうに期待をいたしまして、次に移ります。

スマートスポーツパーク構想についてでございますが、2つの農業法人「東北アグリヒト」と「イグナルファーム」の誘致に関して、新規移転地の誘致は難しい状況であると法人側から伺っているとの御答弁

でありました。SSP構想において、この2つの農業法人の誘致というのは非常に大きなポイントではないかと、私ども考えております。

なぜかといいますと、スポーツX社はこの2つの法人の誘致に関する意思決定が進まないと大郷町へのSSP進出は困難で、別に方法を検討していくとのごことでございました。スポーツX社と農業法人との協議内容について、情報は共有されておりますでしょうか。町は把握をされておりますか。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

農業法人2社ございますが、そのうち1社につきましては従来スポーツXさんとその経営者様がお互い知っている仲だということは、スポーツX社さんのほうからお伺いはしております。

町といたしましても、法人さんとは直接お話をさせていただいた中で、1つの法人さんにつきましてはスポーツXさんのほうが町のほうに誘致を決定した場合につきましては、「新たな事業進出について前向きに検討させていただきたい」という回答のほうはいただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） それでは、午前の会議に引き続きまして、鎌田議員の一般質問を続けます。鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 質問3の（1）につきまして、再質問を行います。

回答によりますと、2つの農業法人の誘致につきましては、既存施設の撤去手法などが確定されなければ、新規移転地の誘致は難しい状況との御回答でありました。この2法人の誘致につきまして、いつ頃をめどに検討しているのか。誘致できる・できない、この判断をいつ頃まで行う予定なのか、めどについて教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えいたします。

誘致はいつ頃までという御質問につきましては、あくまでも法人さんが移転希望地を明確に希望されて、そのスケジュールが載ってくるというところで可能性を検討してまいりたいと考えておりまして、町の

ほうでは早期にそういうことができるかどうかについて、しっかり検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 例えば、今年度中とか来年度の何月までとか、そういったスケジュール感といいますか、大まかな予定でも構わないのですが、そういったお答えをいただけませんか。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

お話を聞いているところだと、年度内ぐらいには法人さんのほうで、既存施設の方向性について見えてくるのではないかというお話は伺っておりますので、それ以降にこういったお話が出てくればありがたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） スポーツX社の方針としまして、既存の施設の処分に関する話が早急に進まない場合スポーツ事業のみで事業を推進して、別途その農業法人の誘致を検討していくとの方針です。町として、この方針についてどのように認識をされておりますか。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

今のお話につきましては、すみません、私存じ上げてございませんので、回答のほうはできないかなと考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） それでは、(2)の土地の購入につきまして質問いたします。

アンケートにまだ回答されていない方がいらっしゃるということと、あとアンケートに回答された方でも土地を売らない方がいらっしゃるということでございます。実際の土地の面積の割合として、どのぐらいのパーセンテージになるのか。もし数字があれば、教えていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

用地の割合につきましては、数値のほう概算ですが、約93%程度がこの事業がうまくいけば用地のほうにつきましては提供していただけるものという回答はいただいております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 残りの7%の土地なんですけれども、これにつきましては、今後どのように、町として対応する方針なのか、教えてください。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

すみません。その前に、ちょっと訂正というか、パーセントにつきましてはしっかり確認させていただいて、また訂正があればお答えさせていただきたいと思います。おおむね9割以上の方が、用地については御協力いただけるという回答をいただいております。

用地の御回答をいただいてない方、もしくは用地を提供することに反対されている方につきましては、御回答いただかない旨、もしくは用地を手放さない旨というのもしっかり地権者さんの御意向として捉えておりますので、そういった地権者さんの御意向には最大限沿うような形の事業展開ができるとすれば、そういったふうに考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） この集計結果に、地権者の数として73名という数字がございます。そのうちまだ相続登記が行われていない土地があるということを知っておりますが、こういったまだ相続が終わっていない土地につきましてはどのように対応されるのか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

明確な手法については検討してまいりますが、一般的に公共用地を取得させていただく場合につきましては、相続が発生している土地につきましては、相続の解除に向けた手続きと一緒に進めさせていただく流れになるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 11月19日に、文化会館で地権者の方々に対する説明会が

行われたと伺っております。そのときに、施設の配置のイメージが説明されたと思うのですが、前回9月1日時点の内容と11月19日に説明された内容で施設の内容に変更があったと思うのですが、なぜ変更になったのか教えてください。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

当初9月の説明会の段階では、町のほうが「こういった施設配置にしたほうが事業が実施しやすいんじゃないか」という思いで、案としてお示しさせていただいたものでして、そこで用地を提供いただけるかどうかのアンケート調査をもとに施設の配置替えをして、地権者の皆様に御提示させていただいたという流れでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） そうしますと、土地を売らないとかそういった方々の土地についても、考慮した上での配置のイメージだという理解で合っていますでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興政策課長。

復興政策課長（武藤亨介君） そのとおりでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 吉田川の河道掘削による残土の利用につきまして、確認をしたいと思います。

文章の御回答では、「検討中である」という御回答でございましたが、この残土の利用については3つの事業、SSPの計画と中粕川の「かわまちづくり」の事業、あと吉田川の河川の整備の事業、この3つの事業の間での調整事項があるというふうにスポーツX社は検討されているとのことです。

例えば具体的に言いますと、残土の搬出とか搬入のスケジュール、あと搬出量の調整、盛土材としての適性の検討、残土の受入れ場所の確保、役割とか費用負担の調整とか、多岐の調査調整事項があるというふうにスポーツX社では認識をされているようであります。この調整なんですけれども、どの程度進んでいるのでしょうか。進捗についてお教えてください。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

土砂の調整状況については、東北地方整備局北上川下流河川事務所の

ほうで事業を進めているんですけども、そこにスマートスポーツパーク構想については事前に御説明をさせていただいて、土の受入れの可能性についてはお話をさせていただいてございます。

ただ、町の事業実施の意思決定というのがなされない限りは、具体的な受入れとかの協議というのは進めないところでございますので、今現在としては可能性というところでお話はさせていただいているところで止まってございます。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 吉田川の河道掘削の残土が、利用できなくなるのではないかとこのように心配をされている声が寄せられているのですが、見通しといたしますか、全くこれからの調整事項、調整中という理解でやっていますでしょうか。

議長（石川良彦君） 技監。

復興推進技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

今現在既に掘っている土に関しては、いろいろな自治体とか各所のところと北上川下流のほうで調整はなされて、事業を実施していると思うんですけども、来年度以降の事業で搬出する土砂については、まだどこも調整というのは可能性としてまだ進んでいないという認識をしておりますので、大郷町でもそこはまだまだ検討中という状況でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2番（鎌田暁史君） 残土の利用がもしできなくなった場合、全体の事業費のアップにつながるのではないかと心配する声が寄せられております。つまり、町税からの支出が増える。または起債ですね、町の借金が増える心配がございまして、このような声につきまして、どのように受け止められているかお聞かせ願います。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

もしこの事業を実施することになれば、土のお金については掘削土を入れることによって大幅に縮減できるかと思っておりますので、もし事業実施可能となった際に、大郷町のほうで土が受けられるように最大限今から調整は引き続き進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鎌田暁史議員。

2 番（鎌田暁史君） 以上で質問終わります。

議長（石川良彦君） これで、鎌田暁史議員の一般質問を終わります。

次に、7 番金須新一議員。

7 番（金須新一君） それでは通告順位第 3 番金須新一、通告に従いまして、質問させていただきます。

大綱 1 番、消防団員の不足の対応について。

全国的に消防団員の成り手不足による団員の減少や、存続の危機を迫られている自治体が数多くあり、本町も同様の問題を抱えている現状がある。

以下の点について伺います。

（1）団員の定数を確保するため、現時点で取り組んでいることや今後の取組について伺います。

（2）将来に向けて、条例の改正や各部の統廃合などを考えているのか伺います。

（3）各部に配置されている可搬ポンプ等の更新計画や、現状を伺います。

大綱 2 番、歴史民俗資料館の早期構築を。

大郷町における歴史的遺産を、一時的に旧大松沢小学校に保管している状況にありますが、以下の点について伺います。

（1）一時的に保管している期間及び物品はどのくらいあるか、またその場所の環境は保存に適しているのかを伺います。

（2）現時点での歴史民俗資料館構築構想を伺います。

（3）歴史民俗資料館を構築した際、支倉常長公の終えんの地とされる本町として、彼の功績を伝えるものを館内の一部に活用して展示してはと思うが、町の考えを伺います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの金須議員の大綱 1 つ目、消防団の不足の対応についての御質問でございます。

（1）の団員確保の取組状況につきましては、広報紙やホームページでお知らせをし、また消防団幹部会議等で協議・検討しているところであります。今後も消防団と連携を取りながら、加入促進を図っていきたいと考えております。

（2）の条例改正や各部の統廃合等につきましては、各部の現状や課題等につきまして消防団と協議し、慎重に判断していきたいと考えて

おります。

(3) の可搬ポンプ等につきましては、毎年通常点検のほか、黒川消防本部立会いのもと消防資機材管理状況を査察により点検を行っており、不具合等がある場合はその都度修理し使用しております。

また可搬ポンプの更新につきましては、耐用年数などを考慮の上、更新が必要な場合は消防団の各部及び各行政区と協議の上更新してきたところでございます。今後もそのようにしてまいりたいと思います。

大綱2つ目につきましては、教育長の答弁といたします。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 次に大綱2つ目、「歴史民俗資料館の早期構築を」の御質問に答弁いたします。

(1) の歴史的遺産につきましては、現在の旧大松沢小学校へ、平成24年の小学校統合と同時に旧大谷幼稚園より移転しております。保管している資料等につきましては、展示ケースに収納してある土器・埴輪・仏像等30点のほか、民具・農具等286点、遺跡より出土した遺物が保存箱段ボール箱で126箱、文献等資料が60箱程度でございます。

保存環境につきましては、空調設備もございませんし、適した環境とは言えない状況でございますが、専門家等よりアドバイスをいただき、梱包材を使った保存環境の改善を進めているところでございます。

(2) の構築構想につきましては、現時点において具体的な構想はございませんけれども、貴重な資料を後世に残していけるよう、慎重に検討を進めてまいります。また、中央公民館ロビー等を活用し、収蔵品の一部を展示する等の資料の開示を図ってまいりたいと考えております。

(3) の支倉常長公につきましては、当町が終えんの地として伝えられていることから、その偉大な功績を伝承していく方策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、大綱1番の(1)について再質問いたします。

消防団の不足の対応については議会広報の追跡レポート、令和2年の5月発行号、令和3年8月号で取り上げておりました。令和2年の5

月の点では、「団員確保に向け、声がけしていく」という当時の総務課長からの回答がありまして、その時点では定数310に対して283、充足率は91%で、その1年後令和3年8月号の取扱いのときには、ホームページや今の回答のように「SNS等を活用して声がけをしていく」という回答がございました。11月現在で、今310人の定数に対して253人、大体充足率は81%と、だんだん減っている状況にあります。

今年9月の議会でも話をした経緯がございましたが、大郷町には消防団協力事業所というのが2社あると聞いております。そういう事業所を増やしていったらいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） それにつきましても、今現在消防団の数が金須議員お話ししたとおり年々減っている状況でございます。いわゆる若い世代を、新規団員として加入促進を図っているところですが、どうもそれぞれいろいろな御事情で入らない状況が続いて、今の減少につながっているかと思えます。

今後、新規事業所があるかどうか、今までも多分協議なりはしたと思うんですが、今後も引き続き事業所が可能かどうか検討してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） （1）の再質問ですが、消防団の条例の中で任用の要件として、条例で「町内に居住する者、または町内に勤務する者」という条文がございます。実際、例えば川内に勤めている、東成田に勤めている、そういう町外から通勤して勤務をしている人が消防団の中に実際いるのかどうか。もしいるとすれば、川内に勤務する方であれば川内の消防団に入る、東成田だったら東成田に入る、そういう取扱いということでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 協力事業者ということになるかと思えますので、それはまた別という考えだと思えます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 全国的に消防団の不足というのは深刻な問題になっておりまして、いろいろな取組をしているようです。処遇の改善も検討していきながら、消防団の勧誘推進を図っていかねばならないのかなと感じております。

例えば団員の報酬を上げるとか、団長をはじめ全部でなくても、一番現場で活躍する立場になる班長さん・団員・部長さんとか、そういうものを町では考えておりますか。また、最終団員の報酬の改正したのは、いつ頃か教えていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

団員の報酬につきましては条例で定めてございまして、それにつきましてどうして慎重にどれぐらいが一番適当なのか。団長ですと、年額で15万5,000円でございます。団員ですと、3万6,500円でございますので、その金額が高いのか低いのかということになってきますし、今12月1日現在で254名でございますので、それなりの報酬を町でお支払いしているわけでございますが、あくまでも有事の際なり常に防災対策を講じていただいているのが消防団という組織の中で、団員の方はいろいろな面で御活躍いただいているところでございますので、報酬につきましては今後消防団ともお話しさせていただきますし、あと町としての考えがどのようなものなのか。あと近隣自治体、ほかの団体も勘案した中で今後検討していければというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 金額的なものは、私も存じ上げております。報酬の改定といえますか、今課長がおっしゃったように団長15万5,000円、団員の方は3万6,500円という報酬を定めたのはいつ頃なのか、教えていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） すみません。今現在そうでございますが、いつだったのか調べますので、後で御回答させていただきます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） それで、今回こういう一般質問をさせていただいた経緯の中には、「私、何ぼまで頑張ればいいんだべ」というような団員の方々の声を感じまして、いろいろ調べました。

ある自治体では、定年制を設けているという自治体がございます。例えばですが、団長であれば70歳、分団長・副分団長であれば50歳、部長であれば60歳、団員の方々も自分の役職がどのぐらいのポストであれば、どのぐらいまで頑張れば次につながるということがあると思っております。町としても定年制を定めてはいかがかと思っておりますが、その件はど

うでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 確かに実際活動される場合、体到大分支障を来すという部分もございますでしょうが、定年制を設けますと今役職を持って活動されている消防団の幹部の方々が、そこまで逆に言えば終わってしまっていて、いわゆる今までの実績・経験を生かす場面が少なくなってくるのかなど。

若い世代がどんどん上がってきた中で、消防団員も増えていく要素があればそれは可能かと思いますが、今のところは若い団員は入ってきていない。そんなに入ってくない状況下でございますので、今後団員は逆に少なくなってくる可能性もございますので、その辺も消防団と協議した中で今後導入すべきかということ、検討をしていければというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 消防団の編成の表を見たところですが、機能別消防団員という団員の方がおります。私の認識の中では、消防団のOBの方と認識しておりましたが、機能別消防団員の位置づけと役割というのが分かりましたら、教えていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

長年経験を積まれた方に残っていただいて、消防団に御協力いただくというような状態ということで認識しております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 再質問します。

消防団に入りたくないという理由が、いろいろネットを調べるとありまして、消防の操法大会という競技大会を入るとやらされるから消防団になりたくないんだというのは、前々からちょっと私の耳にも入ってきていたんですが、国の有識者で構成する総務省の消防団の処遇に関する検討会というのがございまして、2022年の8月消防団の現場アンケートというのをまとめた最終報告がございまして、「操法大会を前提にした訓練が、住民の消防団への参加の阻害的要因になっている」ということを総務省でも発表しております。

そういうアンケートというのは、大郷町にも来ているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 多分来ているとは思いますが、私は見てございませ

ん。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） そういうのが大きいということで、これは島根県の出雲市がそういう発信をして、今全国に広まっているというところがございます。現場に行ってスムーズな現場活動をしなきゃいけないので、訓練も必要とは感じているんですが。

本年の4月28日の総務大臣がこんなことを発表しております。「操法大会をより現場で役立つ実践的な競技に改善する」という考えを発表しております。「団員の動作をそろえるなど、パフォーマンス的要素は審査対象外にする」ということを述べておりますが、町も消防団の方から「そういう操法の訓練があるから、私は入りたくない」というような情報が入っているかどうか、その辺お聞かせ願います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 私のところには、それは今現在は入ってございません。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 分かりました。

それでは（2）番なんですが、先ほど回答いただきました。それで、消防団の規則4条の4項に「各部の団員数は、担当区域の人口により11名以上、20名までとして本部で決定する」という記載がございます。

実は、各22の行政区の団員の方の人数を調べたところ、11名以上に満たない行政区が22のうち15行政区ございます。その実態を、町はどのように捉えておりますか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 先ほどの定数と絡んでくるわけですが、各地域によって人口が減少している、激減している地域もございます。それぞれの消防団の幹部会議等で、その旨につきましても議論をしているところでございます。

町としても様々な面で、我々がホームページや広報等で周知するだけでなく、それぞれ各部の消防団員の皆さんがそれぞれに地域で、その部の勧誘なりを多分されているかと思えます。それで、いろいろな方々とお話をした中で関与しているところがございますが、どうしても定数の11人以上にならない部分は15地区あるということで、その辺につきましても今後も引き続き消防団の会議の中で、その辺どのよう

にしたらいいのかということについて模索していければというふうに思っています。

議長（石川良彦君） このことについて、町長いいですか。消防団員が充足していない状況について、考えをお願いします。

町長（田中 学君） ただいまの御意見なんです、団員を満たしていない部が15あるというお話なんです、今「消防活動に支障を来して、大変活動が困難である」ということが部のほうから上がってきている内容であれば、何らかの対応をしていかなければならないというふうに思いますが、恐らく有事の際に部員を満たしていても、常備消防でないですから何人現場に出動できるか分かりません。

それでも、皆さん何らかの創意工夫をしながら、安全を確保しながら対応しているということに、我々がそれにどうこう申し上げるべきなのかなども含めて、今後ただいまの御意見を真摯に受け止めて部の皆さんとも協議する機会がございますので、新年会などでもそんなことを話題として、私が「こういう議会の心配もあるようだ。皆さん、いかがですか」というぐらいの雰囲気で行ってみたいというふうに思います。

統廃合が必ずしも正しいのか、また人数が少なくても構成していることによっていろいろな問題に対応しているということであれば、それも致し方ない状況でないかというふうに私は思います。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、（3）番の再質問をしたいと思います。

先ほど町から御説明あったとおり、日々点検をしているということですが、各分団には1分団味明、2分団中村、3分団中粕川、4分団は上町に可搬ポンプ積載の軽トラックを4台配置しております。それらの車両を更新する年数というのは、どれぐらいの年数で更新する計画を考えているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 更新年数でございますが、今使っている部分でございます。それで、さっきの町長の答弁にもございましたとおり、点検の際整備が必要な場合につきましては整備をして、それを利用しているということでございますので、毎日毎日多分軽積載車の部分につきましては巡回なりをしている部分あるかと思いますが、そんなに利用がないということから、利用頻度がなくてそんなに消耗する部分が大分少ない部分があるかと思っておりますので、今すぐ更新ということは考え

てございませんし、そしてもし更新が必要だということになりましたら、その部分または地区と協議した中で、更新をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、私の認識の中では軽トラックの車であれば15年、あとは可搬式のポンプであれば20年とかという大まかな更新の年数があると認識していたんですけども、使えるところまで使うという認識でよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（熊谷有司君） その通りでございます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、承知しました。

大綱2番の（1）ですが、先ほど御説明ありましたが、一時保管というものの平成24年からずっと保管している。私の認識の中では、3年から長くても5年くらいかなと思っておりました。一時保管が長期化した大きな理由というのは、どういったものがあったのでしょうか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

先ほどの教育長からの答弁にもございました通り、歴史的資料につきましても非常に量が多いものでございます。こちらの物品を収納できるスペースといたしますか、施設につきましても限られている状況でございますので、なかなか代替等につきましても進んでいない状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） これもまた、議会の追跡レポートで平成30年の5月、令和元年の11月、令和3年の8月、あるいは令和5年の11月、この4回追跡レポートをさせた現実がございます。もろもろの理由で、計画がままならないという理由が載っておりました。

もし、今一時的に保管している旧大松沢小学校の中にあるものを、歴史民俗資料館というものができた場合、あそこに保管している何割ぐらいの物品が資料として展示できるようなのか、教えていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

実際展示できるものにつきましては、実際展示ケースに収納して見られる状態になっているものが30点ほどございます。その他につきましても、ある程度修復しているものもございしますが、物品によって常時展示することによって劣化を招くもの等もございしますので、現状としましては展示ケースにしている30点ほどかと思っております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） 大綱2番の確認について、再質問したいと思います。

いろいろな手法があると思うんですが、令和11年度をめぐりに役場の庁舎を更新する計画があるということで、今回地区懇談会の中でも話がありました。その際にその敷地内に資料館を併設等する考えはございませんでしょうか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

ちょっと先のことですので、まだそこは未定の部分はございますが、新庁舎及び既存の町有施設の再活用等も含めて、今後検討していく部分だと思っております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） この件に関していろいろ調べておりましたら、佐賀県の唐津市というところで台風で被害を受けた資料館、クラウドファンディングの手法の中にもいろいろな手法がありまして、寄附型のクラウドファンディングというのを活用して再建を目指しているという記事がありました。

大郷でもいろいろ工夫をして、そういう取組も参考にしたらよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

そういった手法があるということも聞いておりますが、そこも含めてどのような形で指摘のそういった資料を伝承していくのが正しいのか、その部分を含めて検討していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） いずれにしても、ずっとこの案件が停滞していることとございしますので、早期にいい方向に行くことをお願い申し上げます。

それで、最後（3）番なんです。歴史民俗資料館を立ち上げたときに、「支倉常長公の展示もやりますよ」という回答いただきましたが、実は歴史資料館の一般答弁をしようと思ったときに参考になるかと思

いまして、私10月の中旬に米沢市が支倉常長公の誕生の地ということを知りまして、行ってまいりました。

廃校になった小学校の更衣室を活用して、大体面積的には70平米ぐらいで手作りのパネルをつくって、パンフレットを置くぐらいその施設を活用しておりましたので、ぜひ大郷でも世界に名を残した支倉常長公でございますので、交流人口を増やすためにも支倉常長公のブランドを借りまして、そういうものに持って行ってはいかがかたと考えております。いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

支倉常長の偉業につきましては、当然先ほど教育長が答弁したように伝承していくものだと思っております。

また、そういったスペースを設けることにつきましても、今後検討の部分でございますが、まず今文化財を担当している当課としましては、支倉常長の資料につきましては「もの」ではなく「口伝」で伝わっているものでございますので、そういったものをなくさないように伝承していくことも必要かと思っております。

そういった部分で、以前中村の東光寺の住職の佐藤さんが、自分で口伝を調べて執筆した資料がございます。そういったものを今の物産館のほうで販売しておりますし、そういった伝承活動も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長、よろしいですか。このことについて先ほど答弁いただきましたが、改めて答弁願います。町長。

町長（田中 学君） せっかくの歴史をもう少し世に出すチャンスを、我々自らつくっていかねばならないというふうに思います。

特に今、インバウンドがまた大分活気ある観光資源として動いてまいりましたので、我が町もこういうものもさっきの文化財のものも、世間の皆さんのお目かけられるような内容に力を入れていかねばなりませんので、今「かわまちづくり」も進めておりますが、こういうものも連携が取れた町内の観光事業としての取扱いになるような内容にしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくどうぞ御協力をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 金須新一議員。

7番（金須新一君） それでは、2つの案件がいい方向に向かうことを願っ

て、一般質問を終了させていただきます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） これで、金須新一議員の一般質問を終わります。

次に、3番鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） では、通告に従いまして一般質問を行います。

大綱1、中学校玄関のセキュリティーを。

大郷中学校の玄関は、学校へ登校後自由に入れるようになっております。インターホンは玄関外側にあったものが故障しており、玄関内側のインターホンから職員室に連絡できる状況でございます。

本町は、過疎地域指定に認定されているからといって、不審者が入らないという確信はございません。まして犯罪を起こすような人物だったとしたら、インターホンを利用することは皆無と思われれます。外側のインターホンをモニターつき、電磁ロックでの施錠・開錠をし不審者の侵入を未然に防ぎ、安心・安全で学べるようにしてみたいかがでしょうか。

同様に、小学校及びこども園などについても、一緒に御対応いただきたいというふうに考えております。

続きまして大綱2、移住定住のきっかけにつきまして。

本町において、空き家バンクもなかなか移住定住につながる登録数・物件が少なく、人口増加への足踏み状態であると認識しております。また、交流人口が人口増加につながるのかという、疑問を感じているところでございます。

移住定住への足がかりとして、実際に本町で宿泊し、実際に生活してみる体験型の宿舎を建築し、交流人口ではなく移住定住する方の心をつかむようなことをしてみたいかがでしょうか。

大綱3、インボイス実施について。

今年10月より、インボイス制度が実施されました。該当する法人・個人の方が、インボイス登録を行っている。インボイス制度実施への、町としての関わりについてお伺いいたします。町が発注する物販、委託工事などの事業取引に参入する免税業者の対応について、町としてはどのように考えているか、お願いいたします。

議長（石川良彦君） まず、初めに答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 鈴木利博議員の大綱1つ目、「中学校玄関のセキュリティーを」の御質問に答弁いたします。

大郷中学校の来客用玄関にあるインターホンにつきましては、配線の

不具合により交換が必要であると業者から報告を受けているところでございます。不審者対応につきましては、現在モニターつきインターホンに加え、電磁ロックで施錠を、小・中学校合わせて設置するよう検討しております。

またこども園では、令和2年の開園当初モニターつきのインターホンと電磁ロックへ、交換が終わっているところでございます。

大綱2つ目は、町長から答弁いたします。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まず鈴木議員への答弁の前に、ようこそ大郷小学校の皆さん、議会見学においでくださいました。ありがとうございます。今、皆さんの未来をどうつくるかという、議会でいろいろ議論をしているところであります。頑張ってください。

それでは、鈴木議員の大綱2つ目の「移住定住のきっかけに」の御質問であります。

移住定住につなげるための移住体験につきましては、宿泊施設を備える「縁の郷」を活用した取組や、民間事業者から施設利用の協力をいただきながら、本町のよさを知ってもらえるような仕組みづくりをしなければならぬと考えているところであります。

今のところ、町が主体となり新たな宿舎を建設することは考えてございませんが、たまたま地元で民間企業で「家づくり体験」という、古い味明小学校を活用したスモリの民間企業が、いろいろな家づくり体験を提供している。この間町においでになって、「町でも移住定住を力強く推進していくという話も聞いているので、我々も若い世代から大郷町が選ばれるような、そんな御協力を申し上げてまいりたい」という申出がございましたので、「喜んで承りたい」というお話を申し上げたところであります。

官民一緒になって、本町の移住対策に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

3つ目のインボイス実施についての御質問であります。町が代金を受け取る側となる取引の場合、支払う側となる事業者が税額控除を受けることができなくならないように、必要な会計プロに税務署へ登録・申請し、インボイス対策を行ってございます。10月1日からは、請求書等の記載項目に登録番号や適用税率、消費税額を加えて、発行しております。

町が代金を支払う側となる取引については、インボイス制度が始まっ

たからといって、免税業者・課税業者の対応に変更はございませんので、このような事務処理をしているところでもあります。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） では、質問1のセキュリティーについてなんですけれども、先ほど教育長さんから御説明ありまして、小学校・中学校併せて設置するように検討しているという御回答いただき、ありがとうございます。

これは、実際に具体的に大体いつぐらいをめどに考えているか、お答え願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

不審者の対応の件もございまして、早期に対応したいと思っております。年度内ですかね、3月までには対応できればと思っておりますが、予算を伴いますので、その辺も協議して対応したいと思っております。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 早々の御検討、ありがとうございます。

それで、先ほどは玄関というところだったんですけども、例えば学校の門とかありますよね。そういったところについてはどのようにお考えか、ついでにお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

門の部分につきましては、以前ですと施錠して入れないような対応もしてございましたが、現在は送迎等も多く使っているのが中学校のほう、小学校のほうは来客用としてございます。必要に応じて検討したいと思っております。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） では、前向きに御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、大綱2の移住定住について再質問いたします。

民間事業者というのは、「家づくり体験」というお話をいただきまして、これだとある程度一定の業者のみに偏るのかなという感じはあるんですけども、その辺については公平性というかそういうのはどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にございました民間事業者でございますが、今のところお話をさせていただいている民間事業者ということでのお話をさせていただいたところでございます。

今後、そういった御協力いただける民間事業者様がいらっしゃいましたら、そちらも含めて検討のほうをしていければと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は14時30分といたします。

午 後 2 時 1 6 分 休 憩

午 後 2 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

鈴木利博議員。

3 番（鈴木利博君） 先ほどの回答の中に、宿泊施設を備える「縁の郷」を活用した取組ということの御回答ありましたけれども、こちらについて具体的な内容についてお聞きします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

町で唯一の宿泊施設ということで「縁の郷」、こちらの施設を活用できればというところではございますが、こちらについては前々から移住というか、就農体験ということの目的といった施設でもございます。

そういった意味では、就農を希望するような方の移住、そういったところも含めて検討できればということで、さらに単に泊まって農園をいじってというだけではなくて、何らか別の形での移住につながるような仕組みづくりができればということで、これから検討するようなところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3 番（鈴木利博君） 先ほどの御回答の中で、私もいろいろな自治体のホームページとかを見ているんですけども、やはり移住定住というのはそんなに易しいものではないなというふうに思っております。

そして、自治体の中では移住定住するためのいろいろなプログラミン

グというかをやっているのを見かけるんですけれども、今後ぜひ大郷町のほうでもそういった移住定住、先ほど就農というお話もありましたけれども、決して就農が悪いというわけではないんですけれども、就農以外でも何か大郷の魅力、「ぜひ大郷に住んでもらいたい」といったことは何かないものでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほど、「縁の郷」については農園もあるから、就農といったところでの取組というのがまずあるのかなというところで、お話をさせていただきました。

先ほど、町長の答弁にもありました民間事業者さんからの御協力といった部分で、そちらについては移住体験ということで実施できればということで、これから検討に入るところでございます。その中で、ただ単にそこに泊まっただけでは町の魅力というのは伝わらないのかなと思ってございますので、受け入れた際に町の魅力を十分知ってもらうようなプログラムといった意味では、先ほど議員がおっしゃったとおりでございますが、そういったことも当然考えながら実施していかなければならないのかなと思ってございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 端的にお聞きしますけれども、町の魅力ってどのようにお考えですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

町の魅力ということで、去年ぐらいからいろいろと都市圏からのモニターツアーであったりということで実施している中で、いろいろな形でお話のほうを伺う機会がございました。その中で、私たちがあまり思っていない部分というところで、価値を見いだしている部分がございます。そういった意味では、本当に自然であったり白鳥一つとっても、その価値というところが受ける側によって違うというところもございます。

そういったまずは自然の豊かさというところであったり、それから観光地、松島であったり塩竈であったり仙台であったりということで、そういったところにも比較的アクセスがしやすいというようなところもございますので、そういった意味でさらにいろいろな意味で農業も

含め、資源の深掘りということでできればと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 先ほどの私の最初の通告の内容の質問の中で、交流人口というところに触れていたんですけども、実際大郷での交流人口は人口増加へつながるといふふうには、どのようにお考えでしょうかね。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

交流人口ということで、まず町のことを知ってもらわないと、移住定住にはつながらないのかなと思っております。それで、単にホームページであったり資料であったりというものを見るだけではなくて、実際大郷に来ていただいてというところで、まずそこからが大郷を知ってもらい、大郷の魅力を知ってもらいというところの始まりかと思っておりますので。そこから、交流があって初めて定住につながっていくものだと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 交流人口でというのはなかなか難しいというか、ちょっとクエスチョンな部分があるのかなと思うんですけども、逆に実際に近年大郷に移住してきたというか実際に住んでいる方から、「大郷になんで引っ越してきたのか」「住んでいて何がいいのか」とかというところを、逆に探していったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 確かに、実際に移住してきた方がどういふふう感じて大郷に移住してきたのかといったところというのは、今後移住の人口増につなげるためには必要な情報かと思っております。

地域おこし協力隊であったりということで、お話を伺う機会がありますが、それ以外にも移住してきた方に何らかお話を伺える機会があった場合には、お聞きしながら情報の蓄積に努めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） では、今後の御活躍を御期待します。

続きまして、大綱4点の3のインボイスについてなんですけれども、ここの最後のところに「町がお金を支払う側となる取引について」ということで、私の認識からすると町でお金を支払った場合、要は課税仕入れですね。課税仕入れが、要は免税業者か課税業者かによって課税仕入れに差があるんじゃないかと思うんですけれども、この文面を見ると免税業者・課税業者の対応に変更はないというふうに示されていますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

役場のような行政機関でございますと、基本的にインボイスというのはお金を受け取る側のほうの対応というものがメインになりまして、お金を払うほうにつきましては、例えば一般会計であれば課税事業者ではありませんので、そのような対応では特にないというところでございます。

議長（石川良彦君） 鈴木利博議員。

3番（鈴木利博君） 了解しました。

では、以上で一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） これで、鈴木利博議員の一般質問を終わります。

次に、6番鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） それでは、通告どおり一般質問を始めます。

総合計画に係る住民意向調査の実施について。

先日の令和5年度地区懇談会において、今年度中に住民意向調査アンケートの実施があるとのことですが、内容や実施要領について伺います。

1、調査内容は、前回の調査内容に基づいたものなのか。追加調査項目はあるのか伺います。

2、調査の時期と、調査票の配布・回収の方法について伺います。

3、調査結果に基づいて、どのような対処をするのか伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの鈴木議員の総合計画に係る住民意向調査の実施についての質問（1）に答弁いたしますが、調査内容につきましては回答者の方についての情報、町のイメージや魅力、町の現状と今後の取組についての設問、さらに現計画の基本項目ごとの満足度や需要等も含め、アンケート調査を実施したいと考えております。

（2）の調査の時期等については、無作為に抽出した1,500名の方に

12月初旬に調査票を郵送し、12月中に回答いただけるよう返信用封筒も同封することとさせていただきます。また郵送だけでなく、ウェブによる回答ができるよう対応してまいります。

(3)の調査結果に対する対応については、アンケート調査により調査結果の統計内容を確認し、その結果も反映した内容で総合計画の草案を策定し、さらにパブリックコメントを実施し多くの皆さんの意見を徴収する対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） それでは（1）についてですが、前回の意向調査ではどのような要望・意見が多かったのでしょうか、お伺いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

前回、平成28年ということになりますが、こちらのアンケートの結果としましては、それぞれ各項目においてお答えのほういただいているところでございます。統計の結果として、今持ち合わせてございませんので、後ほど集計の結果については御報告させていただければと思います。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） それでは、町長。前回の調査結果で、特に印象に残った要望・意見があったのならば教えていただきたいです。

議長（石川良彦君） どうですか、わからないの。事前に確認されてから質問をすればいいと思います。文章にもそこまで踏み入っていませんので、具体的なものは書いていただいて一般質問の通告をしてくださいとお願いしていますので、そういうことで後ほど確認していただきます。

鈴木恵子議員、次の質問をお願いします。

6番（鈴木恵子君） じゃあ、2番に行きます。

すみません、私今年度と言うから、年明けにでもこの調査をしようと思って、今回この質問を出してしまいました。大変申しわけございません。

そして、前回は郵送で616件配布、255件回収、回収率41.39%だったそうなんですけど、今回は無作為に抽出した1,500名、約2点何倍くらいになっているんですけども、町として全世界帯に配布するという考えはなかったのでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 今回のアンケート調査でございますが、今議員おっしゃったとおりの数字でございます。前回616件ということでお願いをしておったところでございますが、これよりは多く、できるだけ多くの御意見をいただければということで1,500件を抽出させていただいたところございまして、全世帯へのアンケート調査につきましては考えてございませんでした。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） アンケートは、12月初旬に送付しなければ間に合わないアンケートなんですか、教えてください。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

総合計画策定までということで、来年度本格的に動き出すということになります。そのときに、来年度の初め4月からということになりますが、そのときにはある程度もう素案としてできればというふうに思っておりますので、それに合わせてということになりますと、まず町民の皆様からのアンケートの結果の集計というのが必要になってくるということで、今月からアンケートのほうできればと思っております。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） じゃあ、やっぱり12月にどうしても郵送という形を取るということなんですね。

それでは、私はできれば全世帯に配布していただきたかったという思いもあります。水害後初めてのこのようなアンケートなので、ぜひとも何かそういう配慮をしてほしかったなと思っておりますが、それはちょっと残念でありませんが、じゃあ3番に行きます。

調査結果に基づいて、どのような対象を考えているか、お伺いします。

議長（石川良彦君） 先ほども答弁で言っていますけれども。

6番（鈴木恵子君） じゃあいいです、ごめんなさい。

今回のアンケート、御家族宛てにとか宛名なしに送ってもらえれば、家族でアンケートに参加していただき、親御さんとかお子さんとかと未来の大郷町を考えるいい機会になるから、ぜひともそういうことをしてもらいたかったんですけれども、12月にお送りするということで

私ちょっと遅かったみたいなので、本当に今回申し訳ございません。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 最後は、できれば質問にして終わっていただきたいと思いますが、鈴木恵子議員よろしくお願いします。

それじゃあ、すみません。まとめて町長からお答えいただきます。町長。

町長（田中 学君） 鈴木議員は、全世帯にアンケート調査をすべきだということね。わかりました。

それを踏まえて、今回は間に合わないから、次のアンケート調査は全世帯を対象にした調査をする機会もこれからございますので、そのときには全世帯にアンケート調査をお願いしたいというふうに思います。担当課長、よろしいですか。

議長（石川良彦君） それでは、続きましてまちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） すみません。先ほど申し上げればよかったです。全世帯ではないといったところはございますが、今回初めてウェブ・インターネットで回答のほうをいただけるような取組をしてございます。

今回、ある意味実証実験というところでもございますが、これは何らかスマートフォンでありパソコンでありを持っている方については、どなたでもアンケートにお答えできるというような内容でございます。その結果も踏まえて、当然その意見も反映のほうさせていただきますが、結果も踏まえてウェブの活用といったところも考えながら、次回アンケートのほうは考えていければと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） 今後のお願いとさせていただきたいんですけれども、アンケート全数というのは、私の気持ちとしては広報おおさとなどと一緒に全世帯配布し、回収については郵送もありだとは思いますが、大郷地区は23個くらいしかポストがないそうなんです。それで、東地区にはポストがないし不便な地区もあると思うので、今後こういうアンケートなんかについては、行政区長さんたちと相談の上御協力いただけるようお願いできないものではないかというところで、そういった取組もお願いしたいなと思います。伺います。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

アンケートにつきましては、皆さんに回答いただければそれは素晴らしいことだと思うんですけども、どうしても任意での回答ということになります。さらに、区長さんあたりをお願いするということになると、かなりの負担になるのかなと思ってございますし、そのうかがわれた方のほうでもどういった感情があるのかということもございますので、今のところは区長さんであつたりをお願いした形でのアンケートの回収というのは、考えていないところでございます。

議長（石川良彦君） よろしいですね。鈴木恵子議員。

6番（鈴木恵子君） 先週、議員の研修会に仙台に行ったとき、講師の先生に帰りにお話しすることができて、こういったアンケート調査は地区によっては地域・行政区で責任持って集めてもらう。そのほうが、やっぱり今までアンケート出さなかった人も出してくれる確率が高いという結果もあるそうなんです。それを聞いたものですから、ぜひとも町のほうでもそういう検討をしていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 終わりですね。

6番（鈴木恵子君） 終わりです。

議長（石川良彦君） 要望で終わりですか。先ほど言ったとおり、質問で終わってください、できればね。

これで、鈴木恵子議員の一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午 後 2時52分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員